

奈良県告示第五百十二号

奈良県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程（平成十年三月奈良県告示第六百二十六号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中「奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課」を「奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課」に改める。